



宮崎県公報

平成22年4月22日(木曜日) 第2177号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

告示

- 生活保護法に基づく施術者の指定……………(国保・援護課) 1
○土地収用法に基づく土地の立入り許可……………(用地対策課) 1

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(蛸・鱒・敷・藤) 1
○飼料の検査結果の概要の公表……………(畜産課) 2
○県営土地改良事業計画の変更……………(農村整備課) 2

公安委員会公告

- 警備員指導教育責任者講習の実施について……………2

告示

宮崎県告示第253号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成22年4月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所在地	指定年月日
黒木 雄大 (ココロ整骨院)	日向市大字財光寺長江 355-4	平成22年2月22日

宮崎県告示第254号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第2項の規定により、次のとおり土地立入りの許可をした。

平成22年4月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 起業者の名称

九州電力株式会社

2 事業の種類

電気事業(特別高圧送電線路50万ボルト日向幹線新設工事)

3 立ち入ろうとする土地の区域

宮崎県延岡市北川町川内名字熊鹿倉山、字熊鹿倉滝下山、字繩尻山、字久ヶ畑後山、字八戸前水流、字扇畑、字池ノ上、字ムジナノコシ、字白木ノ本、字日ノ谷山、字塚ノ谷、字畑葉山、字馬木尾谷山、字清蔵ヶ内山、字荒ヒグリ山、字椎葉谷山、字地藏谷山、字小豆藪山

宮崎県延岡市宮長町、松山、妙町

宮崎県延岡市北方町二股字古園、字四ツ塚、字上ノ戸、字東谷、字二股、字無窪、板上字コブシキ、字梶野、字石坪、板下字古園、字倉ノ平、字小原、藤の木字横尾、字須久ノ谷、字水ノ戸、字石室、字谷頭、字浜砂、字甲崎谷、字谷内、字上藤ノ木、字前谷、字盲淵、字下ノ水流、字黒松、字通夜場、字小中尾、字崎ノ水流、字上平、字大中尾、字坂元、字坂ノ下、うそ越字古屋敷、北久保山字船木谷、字芳ヶ迫、字湯田ノ平、南久保山字炭釜ヶ内、字広篠、蔵田字長谷、字地山、字広篠、字二股、字小田、字仁

田平、字駄渡、字戸ノ上、上崎字水流、字原、字川井谷、字柞木谷、字大原、字中西、字田ノ尻、字高畑、川水流字古畑、字伊ノ木谷、字瀬口、字上ノ水流、字柚ノ木谷、字桑水流、字奥ノ野、字竹ノ中、字破鹿越、字椎葉内、字中ノ水流、字日渡し、字高水流、字原、字池之本、字上田、字山口

宮崎県東臼杵郡美郷町北郷区黒木字アイノ内、字尾平、字ヨリキ、字所野、字玉カツラ、字赤木谷、字シメ山、字中ノ瀬、字クロンゴ、字日野、字土々呂、字菅ノ谷、字ソウ谷、字ソグ田、字トン谷、字田ノ畑、字沖ノ園、字トサキ、字アマゴノ原、字小久保、字日平、入下字アイノ内、字ウツキ藪

宮崎県東臼杵郡門川町大字川内字ニクシ、字菅ノ谷、字今別府、字山中、字水ナシ、字赤木谷、字猪ノ内、字土々呂平、字日平、字飯干、字栄治畑、字入谷、字名子、字元仁田、字市原、字奥野、字仁王平

宮崎県日向市東郷町山陰字屋敷田、字山ノ口、字唐木野、字コヲサキ、字稲葉野、字坂下、字椎谷、字長迫、字桑木田、字沖田、字轟、字西ノ内、字老ノ股、八重原迫野内字下細亦、字下鹿瀬、字下内谷、字桑水流、字後口迫、字鷺ノ巣、字上ノ水流、字上細亦、字上野原、字上鹿瀬、字原ヶ迫、字中島、字八重原、字谷内原、字白浜口、字荒内、坪谷字芋ノ原、字下一谷、字下一谷原、字鎌柄、字石原、字馬飼出、字本村、字夜名番、字上一谷原、下三ヶ字一松露、字浅ノ迫、字芹ノ元、字児洗、字瀬渡、字雪車塚、字倉谷、字矢櫃、字竜馬、字涼松、字礫石、字田口原、字黒松、字柳原、字葛竜内、字鉦ノ元

宮崎県児湯郡木城町大字中之又字松尾、字屋敷原、字中野、字板屋、字塊所、字弓木、字寛木、大字石河内字鶴懐、字大瀬内、字長越、字鹿遊

宮崎県西都市大字尾八重字柏葉

4 立ち入ろうとする期間

平成22年4月22日から平成23年4月21日まで

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成22年4月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年4月5日	特定非営利活動法人日向市手をつなぐ育成会	柴田 順一	宮崎県日向市北町2丁目55番地1	この法人は、知的障害のある人々が、社会福祉法の理念のもと完全参加と平等の精神に則り、その人らしい暮らしが保障されるための生活支援事業を行い

、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、検査した収去飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成22年4月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 安全性に関する検査
該当なし
- 2 栄養成分に関する検査

(1) 平成22年1月に検査を行ったもの

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要										違反の内容
				水分 (%)	粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	TDN (%)	ME (kcal/kg)	その他の分析項目	
株式会社黒木本店 児湯郡高鍋町	同左	焼酎粕混合飼料	平成22年1月	19.5	16.7	1.7	19.0	9.0	0.32	0.63				

注1 試験結果の概要の欄には、試験した検査項目ごとにその分析結果を記載してある。

2 試験結果の概要の欄の略号は、次のとおりである。TDN：可消化養分総量、ME：代謝エネルギー。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、東水流域地区県営土地改良事業（都城市、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成22年4月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成22年4月22日から平成22年5月25日まで
- 3 縦覧場所
都城市農村整備課内、高城総合支所産業振興課内

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第7号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成22年4月22日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

- 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	2号警備業務	平成22年7月2日及び5日から9日	30人

- 2 講習の対象者

(1) 新規取得講習

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- エ 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

- 3 講習の場所
宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎地域職業訓練センター

電話0985-58-1554

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	講習の実施日
2号警備業務	平成22年5月21日(金)から6月1日(火)まで（土、日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種 類	警備業務区分	手数料
新規取得講習	2号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

--	--